薩摩川内市誕生20周年記念市政功労者表彰実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、薩摩川内市誕生20周年記念に当たり、市政の発展に貢献し又は郷土の名誉を高め功績顕著な者を表彰するについて必要な事項を定めるものとする。

(表彰の部門)

- 第2条 表彰の部門は、次のとおりとする。
 - (1) 地方自治
 - (2) 教育文化
 - (3) 社会福祉
 - ⑷ 産業経済
 - (5) 一般篤行

(表彰の方法)

第3条 表彰は、令和6年度に挙行する薩摩川内市誕生20周年記念式典において行う。 (選考の基準)

- 第4条 被表彰者は、次の各号の一に該当し、かつ、原則として生存する者の中から選 考するものとする。
 - (1) 地方自治功労者
 - ア 市政の発展に貢献し、その功績が顕著な者
 - イ 消防及び防災業務の推進に貢献し、その功績が顕著な者
 - ウ 地域コミュニティなど地域振興に貢献し、その功績が顕著な者
 - (2) 教育文化功労者
 - ア 学校教育等の振興に貢献し、その功績が顕著な者
 - イ 社会教育等の振興に貢献し、その功績が顕著な者
 - ウ 文化、芸術、体育等の振興に貢献し、その功績が顕著な者
 - (3) 社会福祉功労者
 - ア 社会福祉の向上に貢献し、その功績が顕著な者
 - イ 公衆衛生の向上その他医療事業の振興に貢献し、その功績が顕著な者
 - ウ 交通安全、防犯活動に尽力し、その功績が顕著な者
 - (4) 産業経済功労者
 - ア 農林水産業の振興に貢献し、その功績が顕著な者
 - イ 商工業等の振興に貢献し、その功績が顕著な者
 - ウ その他産業経済の振興に貢献し、その功績が顕著な者
 - (5) 一般篤行者

市民の師表としてふさわしい篤行がある者

(表彰候補者の推薦等)

- 第5条 市内各機関、団体等が表彰候補者を推薦する場合は、次の書類を市長に提出 するものとする。
 - (1) 功績に関する調書(別記様式第1号)
 - (2) 履歷書(別記様式第2号)
 - (3) その他参考資料

(被表彰者の選考)

第6条 市長は、前条により推薦された者及び自ら推薦した者の中から、被表彰者の 選考を薩摩川内市誕生20周年記念事業推進部会(以下、「推進部会」という。)に依 頼するものとする。

2 推進部会は、前項の依頼を受けたときは、これを審議し部門毎に順位を付して市長に報告するものとする。

(表彰者の決定)

第7条 市長は、前条の報告に基づき、推薦された者及び自ら選定した者を別に定める薩摩川内市誕生20周年記念事業推進本部会議の審議を経て表彰者を決定するものとする。

附則(令和6年4月1日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、薩摩川内市誕生20周年記念市政功労者表彰式が、実施された日をもって、その効力を失う。

様式第1号(市政功労者表彰)

182030 1 7	J (11) M/O.	33 L X 47										
功績に関する調書												
薩摩川内	市長 殿											
		令和6年 月 日										
	推薦機関等 											
	1VX ⁻ 日 石											
下記の者を市政功労者表彰候補者として推薦します。												
部	門											
フ リ 氏	ガ ナ 名	大正・昭和・平成 生年月日 年 月 日										
		歳										
本	籍											
住	所											
職(主な公職名	業 名を含む)											
(2.6243)												
推												
理												
曲												

様式第1号継紙(市政功労者表彰)

101-47	10 - 2 dE 48 - (4 - 50 20 20 E 20 20)
뉾	
功績	
結	
124	
ŀ	
※ 具 体 的	
/·\	
~	
休	
ידיו	
的	
HJ	
か	
っ	
_	
量	
_ 	
詳細	
小田	
10	
記入のこと	
λ	
മ	
"	
l 	
_	
الم	
_	
ĺ	
İ	
1	
1	
I	

				履	歴	書			
1.	氏名			_					
2.	本籍								
3.	住所								
1.	学歴(最終学	学歴の∂	;)						
		年	月	日					
5. J	———— 職歴(会社	-)				
). .	帆座 (云江	年	月	せい 日から					
		年	月	日まで					
-		 年	 月	<u>ロ 6 く</u> 日から					
		一 年	月	日まで					
-		 年	 月	日から					
		· 年	, 月	日まで					
-		· 年	月	日から					
		年	月	日まで					
-		年	月	日から					
_		年	月	日まで	Ĩ				
		年	月	日から	ວ				
		年	月	日まで	Š.				
		年	月	日から	>				
-		年	月	日まで	Ĩ.				
		年	月	日から	>				
-		年	月	日まで	Ĩ.				
		年	月	日から	>				
-		年	月	日まで					
		年	月	日から					
-		年	月	日まで	<u> </u>				
5.	賞罰								
		年	月	且 _					
•		年	月					 	
		 年	<u>,,</u> 月						
-		_ + 年	 月	且 _					
-				且 _					
-		年	月						